

非常変災時(台風接近等)による非常措置について

保護者のみなさまには日ごろから、本校教育活動の推進に格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、台風接近等の非常変災時やその他の緊迫事態が生じた際には、原則として下記の措置をとりますのでご承知おきください。

なお、気象状況等により災害発生のおそれのある場合は、気象情報や防災上の注意事項に関する報道に十分ご留意のうえ、児童の安全確保に万全を期していただきますようお願いいたします。

記

午前7時に、草津市に「特別警報」または「暴風を含む警報」

が発表中の場合は、臨時休業となります。

● 気象に関する警報・注意報については、

テレビ、ラジオ、インターネット等でご確認ください。

午前7時以降に上記の警報が解除された場合も、休業の措置は変更されません。

● 児童の登校後に「特別警報」または「暴風を含む警報」が発表された場合

* 児童の安全のために学校待機をしますが、その後、下校時刻の切り上げ、お子さんの保護者への引き渡し等の措置をとる場合があります。

* それらの措置は「一斉メール」でお知らせします。「一斉メール」未登録の方は、登録のご協力をお願いいたします。登録されない場合はお子さんの担任までお伝えください。

* 特別警報・暴風を含む警報が発表されていなくても、通学路等の状況から災害を避けるために、「一斉メール」で臨時休業あるいは自宅待機等の学校の判断を連絡することもあります。

* その他の気象警報(大雨、洪水、雷、大雪等)が発表されたときは、通常の登校ですが、連絡が必要な場合は「一斉メール」でお知らせします。

大雨により、河川や側溝が増水し、大変危険な状況になることが予想されます。

ご家庭でも、お子さんに危険な場所には絶対に近付かないようご指導ください。